

平成28年度 鳥取県立境高等学校

P T A 総 会

クラブ後援会総会

1. 日 時 平成28年4月29日(金) 午後1時～4時

2. 場 所 境高等学校 第2体育館

3. 日 程

(1) 進路講演会 午後1時～1時45分 (第2体育館)

演題 「保護者と目指す進路実現」

講師 武吉 麻衣 氏 (株式会社ベネッセコーポレーション)

(2) P T A総会 午後2時～2時45分 (第2体育館)

1) 会長挨拶

2) 校長挨拶

3) 議長選出

4) 報告・議事

①平成27年度事業報告

②平成27年度P T A会計決算並びに監査報告

③平成27年度進路模試会計決算並びに監査報告

④平成28年度役員について

⑤平成28年度事業計画及び予算案について

⑥その他

(3) クラブ後援会総会 午後2時50分～3時05分 (第2体育館)

1) 会長挨拶

2) 報告・議事

①平成27年度会計決算並びに監査報告

②平成28年度役員について

③平成28年度予算案について

④その他

(4) 合同保護者会 午後3時10分～午後4時

1年：選択5教室(3F) 2年：選択3教室(1F) 3年：かしのは会館

1) 学年主任より

2) 各分掌より

3) クラス別懇談会

境高等学校PTA 平成27年度 事業報告

番	月	日	曜	部会	事業内容	備 考
1	4	15	水	役員	第1回PTA役員会(選択教室3 19:00～)	新年度役員選考及び活動報告等 役員・教職員参加
2	5	8	金	役員	クラブ後援会役員会(応接室 18:30～) 第2回PTA役員・評議員会(選択教室3 19:15～20:00)	総会案承認等(事業報告・決算・事業計画・予算等) 役員参加
3		8	金	役員	各専門部会(第1回総務部会等)(選択教室3・会議室 20:15～)	新年度の事業について
4		14	木	人権	人権推進部会	学校祭バザーについて
5		16	土	役員	PTA総会・クラブ後援会(境高2体 13:00～15:20)	進路講演会・PTA 事業報告・決算・事業計画・予算
6		26	火	会長	西部地区高等学校PTA連絡協議会総会	阿部前会長・上地会長、池田校長参加 米子ワシントンホテルプラザ
7	6	6	土	会長	鳥取県高等学校PTA連合会総会	上地会長・池田校長参加 湯梨浜町 水明荘
8		6	土	会長	鳥取県高等学校教育振興会評議員会	上地会長・池田校長参加 湯梨浜町 水明荘
9		6	土	総務	PTA役員歓送迎会	会場「味処 美佐」
10		10	水	人権	人権推進部会	学校祭バザーについて
11		15	月	広報	境高PTA会報(「号外」)発行	
12		15	月	人権	人権推進部会	学校祭バザーについて ソックモンキー作り
13	7	2～3	木-金	人権	学校祭PTAバザー	東北特産品の展示・販売
14		1～3	木-金	広報	学校祭写真撮影	
15		3	金	総務	体育祭PTAバザー	体育館横にてジュース・かき氷を販売
16		4	土	人権	西部地区人権同和教育振興会議	西部総合事務所(洋谷、築谷参加)
17		10	金	会長	中国四国地区高等学校PTA連合会高知大会	上地会長、早瀬副会長、足立副会長、 庄司教頭参加
18		17	金	広報	境高PTA会報(第163号)発行	生徒・教職員・同窓役員に配布(900部)
19	8	26	日	指導	みなと祭り巡回パトロール	指導研修部と境高校生徒部との合同巡回
20		19～21	水-金	会長	全国高等学校PTA連合会大会岩手大会	上地会長、庄司教頭参加
21		8～11	火-金	指導	通学生マナーアップキャンペーン(7:40～8:00)	上道駅前にて挨拶運動・登校指導
22	9	17	木	総務	第2回総務部会(応接室 19:30～20:10)	PTA研修旅行、境総合高校PTAとの交流について
23	10	5	月	指導	指導研修部会(選択教室3 19:30～)	PTA教育懇談会について
24		20	火	人権	宮城県立農業高校へ寄付金送金	バザー収益金送金
25		23	金	指導	PTA教育懇談会(かしの会館 19:00～21:00)	学年ごとの分科会(クラス別懇談会) 保護者106名参加
26	11	11	水	広報	広報部会	IIPの編集について・PTA会報の編集について
27		14	土	総務	PTA研修旅行	姫路獨協大学見学・姫路城等
28		28	土	会長	鳥取県高等学校PTA指導者研究大会	役員・教職員4名参加 まなびタウンとうはく
29		29	日	総務	境港総合技術高校PTAとの交流会(12:00～)	ボーリング大会
30	12	5	土	指導	PTA・生徒合同清掃活動(9:00～10:00)	生徒・役員・教職員等 139名参加
31		8	火	人権	PTA人権教育研修会(選択教室3 19:30～21:00)	保護者・教職員等 (テーマ 手話)
32		16	水	広報	境高PTA会報(第164号)発行	生徒・教職員・同窓役員に配布(900部)
33	1	31	日	役員	西部地区高等学校PTA研修会(13:00～16:00)	役員・教職員23名参加 ホテルサンルート米子
34	2	26	金	広報	境高PTA会報(第165号)発行	生徒・教職員・同窓役員に配布(900部)
35	3	4	金	総務	平成28年度PTA役員に係る準備会、PTA役員反省会	会場「みづき屋」

《 平成27(2015)年度校外模試実施一覧 》

鳥取県立境高等学校 進路部

実施日	年次	模 試 名	受験 人数
4月10日	1年	スタディーサポート	200
4月24日	3年	実務教育第1回就職SPI2基礎	4
4月25日	3年	実務教育第1回公務員	4
5月8-9日	3年	全統マーク模試	78
5月23日	3年	東アカ第1回看護医療模試	12
6月5日	3年	実務教育SPI	9
6月6日	3年	実務教育公務員	6
6月5-6日	3年	進研マーク模試	121
6月20日	3年	さんぽう看護模試	11
7月12日	1年	進研模試	200
7月10・11日	3年	進研記述模試	110
7月10日	2年	進研模試	200
7月10日	3年	実務教育SPI	8
7月11日	3年	実務教育公務員	7
8月8日	3年	全統マーク模試	95
8月22日	3年	学研小論文模試	104
9月11-12日	3年	進研マーク模試	117
9月19日	3年	東アカ第2回看護医療模試	5
9月	3年	志望理由書サポート講座	197
10月16-17日	3年	進研記述模試	103
10月30-31日	3年	ベネッセ・駿台マーク模試	93
10月31日-11月1日	2年	進研模試	199
11月1日	1年	進研模試	201
11月13-14日	3年	全統センタープレテスト	65
11月	2年	学研ステップ基礎小論文	200
1月10-11日	3年	センター試験パック模試	69
1月23-24日	2年	進研模試	199
1月24日	1年	進研模試	201
1月31日	2年	東アカ看護医療模試	31
1月31日	2年	実務教育公務員模試	19
1月30日	2年	実務教育SPI入門テスト	6
2月6日-7日	2年	進研模試センター	199
2月	2年	学研ステップ基礎小論文	199
5月	1年	キャリアノート	201
3月	1年	スタディーサポート	201
3月	2年	スタディーサポート	199

境高等学校 P T A 模擬試験等実施委員会規約

(目的)

第 1 条 この規約は、鳥取県立境高等学校において週休日、国民の祝日に実施する校外模擬試験及び課外講習等（以下「模擬試験等」という。）に係る取り扱い事務の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、その取り扱い事務に関する基本的事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規約で模擬試験等に係る取り扱い事務とは、大学入試等の受験教育活動上必要となる経費のうち、受益者負担の考え方に基づき保護者から徴収している校外模擬試験受験料、課外講習受講料の金銭を管理している会計をいう。

(実施委員会の構成等)

第 3 条 校外模擬試験等実施委員会の構成員（以下「委員」という。）は次のとおりとし、事務局を鳥取県立境高等学校に置く。

- (1) 委員長 P T A 会長
- (2) 副委員長 P T A 副会長
- (3) 実施委員 学校職員（教育職員、事務員、その他教育関係者）
- (4) その他

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、模擬試験等に係る取り扱い事務を総括し、所属委員を監督する。

2 副委員長は、模擬試験等に係る取り扱い事務について、委員長を補佐する。

3 実施委員は、模擬試験等に係る取り扱い事務に従事する。

(模擬試験等への従事職員)

第 5 条 実施委員のうち学校職員は、鳥取県教育委員会に対し、教育公務員特例法第 2 1 条による兼業許可を受けるものとする。

2 模擬試験等への従事職員への報償費は次のとおりとする。

(1) 週休日及び国民の祝日に実施する校外模擬試験等への従事

1 時間あたり 1, 0 0 0 円

(2) 週休日及び国民の祝日に実施するサテラインへの従事

半日あたり 2, 0 0 0 円

(3) 平日の勤務時間外に実施する校外模擬試験やサテラインへの従事

1 時間あたり 1, 0 0 0 円

(保護者の意見聴取)

第 6 条 委員長は、模擬試験等に係る事業の企画立案を行う際には、保護者の意見聴取に努めるものとする。

(事務の適正処理)

第 7 条 模擬試験等に係る取り扱い事務の執行にあたっての意志決定は、原則として文書により行わなければならない。

2 模擬試験等に係る取り扱い事務の担当者は、異動があった場合においては、速やかに後任者に引継ぎを行わなければならない。

3 委員長は、模擬試験等に係る経費を徴収する場合、徴収する目的、徴収金額、徴収方法等について、保護者に対して事前に周知し、事後に報告を行わなければならない。

4 委員長は、模擬試験等に係る徴収金事務において、PTAの監査を受けなければならない。

(徴収金の管理)

第 8 条 模擬試験等に係る徴収金の金銭は、原則として、現金で保管することなく金融機関等に口座を設けて預貯金し、収支が常に確認できるようにしなければならない。

(備付帳簿)

第 9 条 模擬試験等に係る徴収金の管理をするため、現金出納簿を備え付けなければならない。

2 第 7 条第 1 項に定める文書、請求書及び領収書等の支出証拠書類ならびに前項に定める帳簿は、原則として 5 年間保存するものとする。

(校外模擬試験に係る個人情報)

第 10 条 委員長は、校外模擬試験等を実施したときは、その個人情報の全てを学校長に対し移譲するものとする。

2 学校長は、校外模擬試験等に係る個人情報を外部に提供する場合は、受験者本人に対して、その目的を十分に説明し、書面により同意を得なければならない。

3 学校長は、校外模擬試験等に係る個人情報を提供先から、その利用目的を確認するとともに、目的外に利用しないことを確約する文書を徴しなければならない。

4 学校長は、校外模擬試験等に係る個人情報に係る手数料等を享授してはならない。

付則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

平成28年度 鳥取県立境高等学校 P T A 役員名簿

平成28年5月9日現在

役 職	氏 名	生徒の学年
会 長	佐々木 博	2年5組
副会長（総務担当）	三 浦 和 浩	3年3組
〃（広報担当）	渡 部 みずえ	3年4組
〃（指導担当）	足 立 祥	3年5組
〃（人権担当）	江 尻 安 夫	1年1組
総 務 部 部 長	荒 木 正 人	3年4組
副部長	松 本 一 好	3年1組
〃	根 平 章 子	2年1組
〃	渡 邊 弘 美	2年2組
〃	増 田 ゆかり	2年2組
〃	山 本 直 美	2年5組
〃	都 田 互	1年2組
広 報 部 部 長	津 村 芳 樹	3年3組
副部長	今 順 子	3年2組
〃	足 立 美保子	3年4組
〃	沼 澤 信 昭	3年5組
〃	森 脇 みゆき	2年5組
〃	野 田 千 里	2年5組
〃	三 代 未 央	2年5組
〃	徳 本 恵	1年4組
〃	眞 壁 大 恵	1年5組
指導研修部 部 長	足 立 祥	3年5組
副部長	矢 倉 美紀子	3年4組
〃	福 田 弘 美	2年1組
〃	木 村 美 香	2年2組
〃	高 木 真由美	2年4組
〃	花 原 久美子	1年2組
〃	石 井 美 子	1年2組
〃	門 脇 光 浩	1年5組
人権推進部 部 長	洋 谷 郁 子	2年5組
副部長	塩 田 朋 子	3年1組
〃	岩 本 和 貴	3年1組
〃	片 寄 幸 江	3年5組
〃	田 中 美 希	3年5組
〃	高 山 文 子	2年2組
〃	岡 村 有美子	2年3組
〃	松 本 美 枝	2年3組
〃	高 濱 禎 彦	2年5組
〃	築 谷 美 恵	2年5組
〃	巽 純 子	1年2組
〃	阿 部 真 弓	1年3組
〃	森 井 喜代美	1年3組
〃	土 本 由 美	1年5組

役 職	氏 名	生徒の学年
評議員	渡 邊 由美子	3年3組
〃	柊 明 彦	2年1組
〃	小 原 雄二郎	2年5組
監 査	早 川 和 枝	3年3組
〃	上 川 尚 美	3年4組
〃	川 合 恵 子	1年4組
〃	小 谷 徳 子	1年4組
学 校 関 係		
校 長	田 淵 直 記	
教 頭	岡 谷 薫	
教 頭	酒 井 信 彦	
事務長	湯 浅 由美子	
総 務	園 俊 朗	
〃	足 立 俊 文	
〃	足 立 泰 則	
歴代P T A 会 長		
顧 問	拝 藤 幸 雄	
〃	手 島 幸 二	
〃	黒 見 哲 夫	
〃	角 本 洋 介	
〃	足 立 統一郎	
〃	松 本 紀 郎	
〃	小 板 裕	
〃	西 田 登喜男	
〃	渡 辺 明 彦	
〃	水 沢 健 一	
〃	松 本 春 生	
〃	中 澤 收	
〃	荒 井 祐 二	
〃	空 野 高 幸	
〃	阿 部 英 治	
〃	小 原 雄二郎	
〃	阿 部 宏 之	
〃	上 地 勝	

平成28年度 P T A事業計画

1 専門部活動推進事業

- (1) 総務部
 - ① 学校祭への参加 (バザー) 7月1日 (金)
 - ② 会員視察研修 (10月～11月に実施予定)
 - ③ 境港地区高校P T A交流会 (ボウリング大会・懇親会)
- (2) 指導研修部
 - ① みなと祭り巡回パトロール 7月
 - ② P T A・生徒合同清掃活動
 - ③ 合同通学指導 (列車通学・自転車通学指導等 9月に実施予定)
 - ④ 教育懇談会 (10月に開催予定)
- (3) 広報部
 - ① 広報誌発行
 - ・担任紹介号・・・6月中旬
 - ・166号・・・7月中旬
 - ・167号・・・12月上旬
 - ・168号・・・2月下旬
 - ② ホームページへのP T A行事等の掲載 (随時)
- (4) 人権推進部
 - ① P T A人権教育研修会
 - ② 公開L H R参観授業への参加 (1月下旬の予定)
 - ③ 各種研修会への参加

2 教育振興補助事業

- (1) 保護者対象進路講演会・・・・・・・・・・4月29日 (金・祝日)
- (2) 模擬試験 (P T A主催)

3 高等学校P T A連合会主催研修事業参加

- ・県高等学校P T A連合会総会・・・・・・・・・・6月4日 (土) 倉吉体育文化会館 中研修室
- ・中国・四国地区高等学校P T A連合会大会・・7月15日 (金) 高松市「レグザムホール」
- ・全国高等学校P T A連合会大会・・・・・・・・・・8月25日 (木)～26日 (金) 千葉市「幕張メッセ」
- ・県高等学校P T A指導者研究大会・・・・・・・・11月6日 (日) 淀江町「米子市淀江文化センター」

平成28年度鳥取県立境高等学校PTA会計予算書

収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
会 費	3,115,200	3,100,800	14,400	年額4,800円(生徒・教職員)
繰 越 金	464,517	435,765	28,752	
雑 収 入	283	435	△ 152	預金利息
合 計	3,580,000	3,537,000	43,000	

支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要 (単位:千円)
PTA活動費	1,760,000	1,660,000	100,000	
PTA総務費	550,000	550,000	0	高P連負担金・事務費・慶弔費・郵送料・振込手数料・学校徴収金管理業務手数料・賠償責任保険・県P連
会議費	110,000	110,000	0	役員会お茶他
活動費	1,100,000	1,000,000	100,000	会報・高P連千葉大会・高松大会・県大会等・研修旅行・専門部
維持運営費	265,000	265,000	0	
学校総務費	120,000	120,000	0	鳥取県高等学校教育研究団体負担金
学校助成費	145,000	145,000	0	製氷機借り上げ12,075円×12月
補助活動費	1,240,000	1,500,000	△ 280,000	
生徒表彰費	120,000	100,000	20,000	多読・読書感想文・週明けテスト・3年間皆勤
生徒助成費	20,000	30,000	△ 10,000	体育祭部活動成等
進路指導費	1,100,000	1,370,000	△ 270,000	新体力テスト(1.2.3年)、GTEC(1.2年)、志望理由書サポート(3年)
予備費	315,000	112,000	203,000	
予備費	315,000	112,000	203,000	
合 計	3,580,000	3,537,000	43,000	

鳥取県立境高等学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は、鳥取県立境高等学校PTAと称する。

第2条 本会は、鳥取県立境高等学校教育の振興に協力し、あわせて会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次のことを行う。

1. 本校教育を推進するための諸問題に関する相談ならびに援助
2. 会員の教養を高めるための各種研究会、講習会ならびに実地見学会等の開催
3. 会員の親睦を図るための各種行事の開催
4. その他必要と認める各種行事の開催

第4条 前条の目的を達成するために次の部をおく。

総務部、指導研修部、広報部、人権推進部

第5条 本会の事務所を境高等学校内に置く。

第2章 会員

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員 境高等学校在校生徒の保護者および現在職員
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し協力する者

第3章 会議

第7条 本会には次の会議をおく。

総会、評議員会、役員会、部会、特別委員会

第8条 総会は、本会における最高決議機関であつて、毎年1回会長がこれを招集し、次の事項をはからなければならない。

1. 事業計画、予算の決定および決算の承認に関すること
2. 会則の改廃に関すること
3. 役員を選出に関すること
4. その他重要事項に関すること

ただし、会長は必要に応じ臨時に総会を招集することができる。

第9条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であつて、必要に応じ会長がこれを招集し、次の事項をはかるものとする。

1. 総会に提出する原案に関すること
2. 予算の更正に関すること
3. 細則の制定および改廃に関すること
4. 役職員の補充に関すること
5. その他総会から委託された事項に関すること

ただし、評議員会で議決した事項については、次期総会に報告しなければならない。

第10条 役員会は、会長、副会長、部長、副部長および校長をもって構成し、会務の執行にあたるものとする。

第11条 部会は、部長がこれを招集し、部の事業執行にあたるものとする。

第12条 特別委員会は、会長が必要に応じ、会員の中から委員を選んで構成し、特別な事項について研究協議するものとする。

第4章 役職員

第13条 本会に次の役職員おく。

会 長	1 名	副 部 長	若干名
副 会 長	4 名	評 議 員	若干名
会計監査	3 名	顧 問	若干名
部 長	4 名	幹 事	若干名

第14条 会長、副会長、会計監査は総会において正会員の中からこれを選出する。その他の役職員は会長がこれを委嘱する。

第15条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代理する。

第16条 会計監査は本会の会計を監査する。

第17条 幹事は会長の命を受け会の事務を処理する。

第18条 役職員の任期は1年間とする。

ただし、再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残存期間とする。

第5章 会計

第19条 本会の経費は、正会員の会費および事業収入、寄付金等をもってこれにあてる。

第20条 本会会計の収支については、会計監査の検査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1. 本会は昭和48年5月18日から施行する。
2. 本会に必要な細則は別に定める。
3. 昭和55年5月22日 一部改正（職員の会費納入免除規定を削除）
4. 昭和56年5月22日 一部改正（第13条 副部長6名を若干名に改正）
5. 昭和62年5月23日 一部改正（第13条 副会長3名を4名に改正）
6. 平成14年5月17日 一部改正（第4条 人権推進部を新設）
（第13条 部長3名を4名に改正）

会 計 細 則

本会の会費は、次のとおりとする。

全日制（年額）4,800円

平成27年度 事業報告（遠征費補助）

【全国大会】

全国高等学校総合体育大会	ハンドボール部（男）	15人	68人
	ヨット部（女）	4人	
全国高等学校総合文化祭 （滋賀大会）	吹奏楽部	46人	
	写真部	1人	
	将棋部	1人	
全国高等学校文化連盟新人大会	将棋部	1人	

【近畿大会】

近畿高等学校総合文化祭 （鳥取大会）	吹奏楽部	46人	51人
	美術部	3人	
	将棋部	2人	

【中国大会】（生徒会予算から補助）

中国高校選手権	ハンドボール部（男）	17人	176人
	ハンドボール部（女）	17人	
	陸上部（男・女）	5人	
	剣道部（男・女）	8人	
	水泳同好会	4人	
	演劇部	2人	
	将棋部	1人	
中国高校新人戦	陸上部（女）	2人	
	ハンドボール部（男）	17人	
	ハンドボール部（女）	17人	
	水泳同好会	2人	
	弓道部	1人	
秋季中国地区高等学校野球大会	硬式野球部	21人	
全日本吹奏楽コンクール	吹奏楽部	46人	
全日本アンサンブルコンテスト	吹奏楽部	16人	

【東中国大会】

全国高校選手権東中国予選	軟式野球部	22人	22人
--------------	-------	-----	-----

平成28年度 クラブ後援会役員

鳥取県立境高等学校

役 名	氏名	備 考
会 長	岡 空 晴 夫	同 窓 会 会 長
副 会 長	小 原 雄二郎	元 P T A 会 長
〃	阿 部 宏 之	元 P T A 会 長
〃	佐々木 博	P T A 会 長
理 事	松 本 雄 次	同 窓 会 副 会 長
〃	足 立 收 平	同 窓 会 副 会 長
〃	岡 田 礼 子	同 窓 会 副 会 長
〃	奥 森 清	同 窓 会 副 会 長
〃	荒 井 祐 二	同 窓 会 副 会 長
〃	中 井 大 造	同 窓 会 副 会 長
〃	堀 田 收	同 窓 会 副 会 長
〃	岩 田 慎 介	同 窓 会 副 会 長
〃	土 井 一 朗	同 窓 会 副 会 長
〃	三 浦 和 浩	P T A 副 会 長
〃	渡 部 みずえ	P T A 副 会 長
〃	江 尻 安 夫	P T A 副 会 長
〃	荒 木 正 人	P T A 役 員
〃	津 村 芳 樹	P T A 役 員
〃	洋 谷 郁 子	P T A 役 員
〃	片 寄 幸 江	P T A 役 員
〃	岡 村 有美子	P T A 役 員
会計監査	山 崎 康 史	元 P T A 副 会 長
会計監査	高 松 武 美	同 窓 生
幹 事	田 淵 直 記	境 高 校 校 長
〃	岡 谷 薫	境 高 校 教 頭
〃	酒 井 信 彦	境 高 校 教 頭
〃	湯 浅 由美子	境 高 校 事 務 長
〃	園 俊 朗	境 高 校 主 幹
〃	足 立 俊 文	境 高 校 教 務 部
〃	足 立 泰 則	境 高 校 教 務 部
〃	景 山 孝一郎	同 窓 職 員

平成28年度 クラブ後援会会計予算書

鳥取県立境高等学校クラブ後援会

1 一般会計

収入の部

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
会費	2,995,000	2,985,000	10,000	年額 5,000円×599名
繰越金	2,067,122	1,823,855	243,267	
雑収入	878	1,145	△ 267	預金利息
合 計	5,063,000	4,810,000	253,000	

支出の部

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
クラブ遠征補助	3,000,000	3,000,000	0	生徒会補助1,800,000 全国・中国・近畿大会派遣費補助
運営費	10,000	10,000	0	
需用費	5,000	5,000	0	消耗品等
通信費	5,000	5,000	0	郵券等
予備費	2,053,000	1,800,000	253,000	
合 計	5,063,000	4,810,000	253,000	

2 クラブ後援会基金積立金

前年度繰越金

7,070,598 円

鳥取県立境高等学校

クラブ後援会会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鳥取県立境高等学校（以下、本校という）クラブ後援会と称し、事務局を本校に置く。

(目的)

第2条 本会は、本校のクラブ活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成のために次の事業を行なう。

1. 本校クラブ活動の発展に関する事項
2. その他必要な事項

第 2 章 会員及び組織

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	3 名
会計監査	2 名
理事	若干名
幹事	若干名

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはこれを代行する。
3. 会計監査は会計を監査する。
4. 理事は会務を審議し、その執行に寄与する。
5. 幹事は会長の命を受けて会務・会計を処理する。

(役員の選出)

第8条 会長、副会長及び会計監査は総会で選出し、理事及び幹事は会長が委嘱する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

総会 役員会

(会議の内容)

第11条 会議においては次のようなことを定める。

- 1 総会においては次の事項を審議する。
 - ア. 事業計画
 - イ. 収支決算
 - ウ. 役員の選出
 - エ. 会則の変更
 - オ. その他本会の運営に関する事項

- 2 役員会においては次の事項を審議決定する。
 - ア. 総会に付議すべき事項
 - イ. 総会から委任された事項
 - ウ. その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第12条 会議の開催は次のように定める。

- 1 会議は会長が招集する。
- 2 総会は通常総会と臨時総会とし、会員をもって構成する。
- 3 緊急事項は役員会をもって総会にかえることができる。
- 4 役員会は、会長、副会長、理事、幹事及び校長をもって構成し、会長が必要と認めた時、または、半数以上の役員の要請があった時に開催する。
- 5 議決は出席者の過半数による。

第 4 章 会 計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。会計監査は毎年度末に行なう。

- 付則
- 1 本会則は昭和61年7月15日より施行する。
 - 2 運営明細については別に定める。

クラブ後援会内規

鳥取県立境高等学校

1. 遠征費補助について
 - (1) 原則として県内予選で勝ち抜いた中国大会以上の大会出場者を対象とする。
 - (2) 体育系は原則として高体連主催のものとする。
 - (3) 文化系は主催者団体が、高体連に相当するとみなされるもののみとする。(高文連、高教研、高校○○連盟等)
 - (4) 支出については、生徒会会計県外遠征費予算の不足分を補うものとする。
 - (5) その他会長が特に必要と認めるもの。
2. 運営経費について
通信費、会議費、旅費等、通常経費のほかに、振興事業のため緊急かつ必要と認められる事のために運営経費をおく。
3. その他の支出及び後援会基金等については、役員会にはかり決定する。
4. 付則
内規を変更するときは、役員会の承認を得るものとする。
5. 会費は年 5,000円とする。

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	金	1	日	1	水	1	金	1	月	1	木	1	土	1	火	1	木	1	日	1	水	1	水
2	土	2	月	2	木	2	土	2	火	2	金	2	日	2	水	2	金	2	月	2	木	2	木
3	日	3	火	3	金	3	日	3	水	3	土	3	月	3	木	3	土	3	火	3	金	3	金
4	月	4	水	4	土	4	月	4	木	4	日	4	火	4	金	4	日	4	水	4	木	4	土
5	火	5	木	5	日	5	火	5	金	5	月	5	水	5	土	5	月	5	木	5	土	5	日
6	水	6	金	6	月	6	水	6	土	6	火	6	木	6	日	6	火	6	金	6	月	6	月
7	木	7	土	7	火	7	木	7	日	7	水	7	金	7	月	7	水	7	土	7	火	7	火
8	金	8	日	8	水	8	金	8	月	8	木	8	土	8	火	8	木	8	日	8	水	8	水
9	土	9	月	9	木	9	土	9	火	9	金	9	日	9	水	9	金	9	月	9	木	9	木
10	日	10	火	10	金	10	日	10	水	10	土	10	月	10	木	10	土	10	火	10	金	10	金
11	月	11	水	11	土	11	月	11	木	11	日	11	火	11	金	11	日	11	水	11	土	11	土
12	火	12	木	12	日	12	火	12	金	12	月	12	土	12	日	12	月	12	木	12	日	12	日
13	水	13	金	13	月	13	土	13	日	13	火	13	木	13	土	13	火	13	金	13	土	13	日
14	木	14	土	14	火	14	木	14	月	14	金	14	土	14	日	14	水	14	土	14	火	14	火
15	金	15	日	15	月	15	金	15	日	15	土	15	火	15	月	15	土	15	日	15	水	15	水
16	土	16	月	16	火	16	土	16	火	16	金	16	日	16	水	16	金	16	月	16	土	16	木
17	日	17	火	17	金	17	日	17	水	17	土	17	月	17	木	17	土	17	火	17	金	17	土
18	月	18	水	18	土	18	月	18	木	18	日	18	火	18	金	18	日	18	水	18	土	18	金
19	火	19	木	19	日	19	火	19	金	19	月	19	土	19	土	19	月	19	木	19	日	19	土
20	水	20	金	20	月	20	水	20	土	20	火	20	木	20	日	20	水	20	金	20	月	20	日
21	木	21	土	21	火	21	木	21	日	21	金	21	土	21	日	21	火	21	土	21	金	21	火
22	金	22	日	22	水	22	金	22	月	22	土	22	日	22	火	22	木	22	日	22	土	22	水
23	土	23	月	23	木	23	土	23	火	23	金	23	日	23	土	23	金	23	月	23	木	23	木
24	日	24	火	24	金	24	日	24	水	24	土	24	月	24	木	24	土	24	火	24	金	24	金
25	月	25	水	25	土	25	月	25	木	25	日	25	火	25	金	25	日	25	水	25	土	25	土
26	火	26	木	26	日	26	火	26	金	26	月	26	土	26	土	26	月	26	木	26	日	26	日
27	水	27	金	27	月	27	水	27	土	27	火	27	木	27	日	27	火	27	金	27	月	27	月
28	木	28	土	28	火	28	木	28	日	28	水	28	金	28	月	28	水	28	土	28	火	28	火
29	金	29	日	29	月	29	金	29	月	29	土	29	土	29	日	29	木	29	土	29	火	29	水
30	土	30	月	30	火	30	土	30	火	30	金	30	日	30	水	30	金	30	月	30	水	30	水
31	日	31	火	31	土	31	日	31	水	31	土	31	月	31	火	31	土	31	火	31	土	31	金